

全 住 協 第 3 1 9 号  
令 和 2 年 2 月 2 1 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事 務 局 長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染症対策について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 新型コロナウイルス感染症対策について (協力依頼) (令和2年2月20日付 事務連絡)
2. 送付資料 1の(1)
3. 参考HP (1) 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応 (国土交通省)  
[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)
4. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当: 原田  
TEL 03-3511-0611

以 上

事務連絡  
令和2年2月20日

国土交通省住宅局  
住宅総合整備課関係法人 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

新型コロナウイルス感染症対策について（協力依頼）

本日、厚生労働大臣から発言がありましたとおり、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いします。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置など、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いします。

貴法人におかれましては、職員・従業員に風邪のような症状がある場合は、仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防にご注意いただくようお願いします。

そのためには、企業における理解に加え、職員・従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段となることから、貴法人におかれましても、可能な範囲でテレワークや時差通勤による勤務を積極的に認めるなど、これらの活用について特段のご配慮いただくよう、お願いいたします。

なお、貴法人の所属会員に対しても、この旨周知されるようお願いします。

(参考)

○首相官邸ホームページ

新型コロナウイルスに関する正確な情報や、手洗い、咳エチケットの正しい方法、各都道府県発表の相談窓口など感染症対策に重要な情報が掲載されております。

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省ホームページ

2月17日厚生労働大臣記者会見概要「新型コロナウイルスを防ぐには」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)